

# 雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日等についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症が急拡大する状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、**当面の間**における失業認定日等については、以下のとおり取扱うこととなります。  
なお、本特例は感染拡大防止のための**限定的な特別措置**であるので、状況を踏まえ、取扱いが変更・延長される場合があります。

## ○認定日の取扱いについて

基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した認定日に来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいています。

ただし、下記に該当する方が**感染予防等の観点から来所を控える場合には、例外的に「郵送による失業の認定手続き」**を行うことができます。

### 【1 郵送による失業の認定手続きの対象となる方】

**受給者本人 又は 同居の家族が**

- ① **高齢（概ね60歳以上）である方**
- ② **基礎疾患を有する方（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、透析、免疫抑制剤等を用いている方）**
- ③ **妊娠中である方**

### 【2 送付が必要な書類】 ※特定記録等記録の残る郵便でお願いします。

- ① **雇用保険受給資格者証**（雇用保険受給資格者証がお手元がない方は、下記②～④を送付してください。）
- ② **失業認定申告書**
- ③ **本人宛返信用封筒**
- ④ **不足書類** ※追加で書類の提出を案内している方のみ

### 【3 留意事項】

- ① **失業認定申告書に記載漏れ・誤りがありますと確認のため、支給が遅くなります。**  
「受給資格者のしおり」P16～19をご確認のうえ、記載漏れ・誤りが無いようご注意ください。（初回認定日等で支給番号が不明な方は、支給番号の欄は空欄で結構です。）
- ② **失業認定申告書の日付は、指定された認定日の日付を記載していただき、認定日の翌日から起算して7日以内程度に発送してください。**  
**認定日の日付より前には、ご提出いただけません。**
- ③ **失業認定申告書の備考欄に、「日中連絡がつく電話番号」及び「本人(又は同居の家族)が①高齢である / ②基礎疾患を有する / ③妊娠中である(①～③のいずれか記載) ことから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難」と必ず記載**してください。

## ○求職活動の取扱いについて

**【郵送による失業の認定手続きを行う方】**が、

感染を懸念する等の理由により、求職活動が行えなかった場合、

**失業認定申告書の【3 イ 求職活動をしなかった】の欄に「○」を付け、**

**「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」と記載し、**

別添「求職活動に関するアンケート」を記載の上、ご提出ください。

この場合、求職活動が行えなかった場合でも失業給付金を受けることができます。

なお、【1 郵送による失業の認定手続きの対象となる方】に該当する方であっても、通常通り認定日に来所し手続きを行う場合は求職活動実績が必要となります。



# 求職活動に関するアンケート

感染を懸念する等の理由により前回の認定日から昨日までの間に規定の求職活動を行うことが出来なかった方については、以下の項目についてご回答ください。

## 1 前回の認定日(最初の手続き日)から昨日までの間に行おうと考えた求職活動は何ですか。

- a) ハローワーク等での職業相談
- b) 希望した求人への申し込み
- c) 希望したセミナー等への申し込み
- d) 職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み
- e) その他( )

## 2 1が行えなくなったことに伴い、どのような準備をしましたか。

- a) インターネット等(広告、折り込みチラシ等)で求人を検索
- b) インターネット等で各種セミナー情報等を検索
- c) インターネット等で職業訓練等を検索
- d) その他( )